

インバウンド推進事業対策補助金

外国人観光客受け入れ対策の経費の一部を補助

町では、訪日外国人観光客受け入れ体制の充実を図るため、町内事業者の方が行う外国人観光客受け入れ対策に係る経費の一部を補助しています。受け入れ対策をお考えの方は、問い合わせ先までお問い合わせください。

▶補助対象経費

訪日外国人観光客誘致に必要な、次に掲げる経費

- ①外国語(英語・韓国語・中国語)表記による施設のパンフレット類・ホームページ作成に要する経費
- ②外国語表記による施設内の情報案内板などの整備に要する経費
- ③生活習慣の相違に対応するために必要な資材の整備に要する経費
- ④外国人観光客誘致の促進に要する経費

▶補助の種類と補助率

直接補助で補助対象経費の2分の1以内(上限10万円)

▶補助対象者

町内に事業所を有する法人、町内に住所を有する個人事業主のうち、町税を滞納していない観光関連事業者で、令和2年度において、本補助金を利用していない事業者
※令和4年3月31日(木)までに補助対象事業の完了と実績報告ができることが必要です。

▶受付期間

随時受け付けしています。先着順で、予算に達し次第受け付けを終了します。

▶応募方法

補助金等交付申請書と事業執行に係る契約内容、事業内容の分かる書類などが必要になります。

問い合わせ先／役場観光商工課観光振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

「地デジ広報」サービスを開始します！

町では、さまざまな手段で町に関する情報を発信しています。

5月から、新たな情報発信の手段として、自宅のテレビで町からのお知らせや災害情報を確認できる「地デジ広報」を開始します。

「地デジ広報」とは

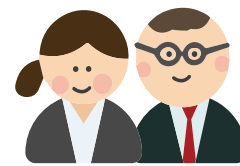
UHB北海道文化放送が提供している地上デジタル放送を使った自治体情報提供サービスです。利用に必要なのはテレビだけで、パソコンやスマートフォンの操作が不慣れな方でも簡単に町からの最新の情報を見ることができます。

地デジ広報の利用方法

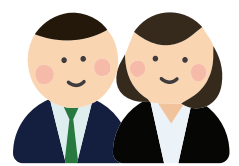
- リモコンの「dボタン」を使って、町からのお知らせや防災情報をテレビでご覧いただけます。
1. UHB(8チャンネル)を選び、リモコンの「dボタン」を押す
 2. UHBのトップページから「地デジ広報～市町村情報～」を選択し、上下のボタンで見たい記事を選ぶ
- ※番組によって操作が異なる場合があります。

地上デジタル放送のデータ放送を利用できるテレビでのみ見るができます。
掲載できる件数や文字数に制限があるため、広報でしかがや町公式ホームページも合わせて効果的に利用してください。

問い合わせ先／まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)



働くあなたを応援



企業振興促進条例

① 事業所新設に係る設備投資への支援

町内の企業振興を促進するため、町内に事業所を新設する方に対し、補助金の交付や固定資産税の課税免除を行う制度です。

対象者	対象要件	支援内容
	投資額	
町内に事業所を新設する方 ※宿泊施設を除く	法人 1,000万円以上 個人 200万円以上	法人 500万円補助 個人 投資額の1/2補助 (限度額500万円)
町内にサテライトオフィス設置する方 ※自社のオフィスに限る	法人 200万円以上 1,000万円未満	100万円補助
町内に宿泊施設を新設する方	法人 1,000万円以上 個人 200万円以上	投資額の2/3 (限度額2,000万円)

(注) 支援の詳細、固定資産税の課税免除については、町公式ホームページをご覧ください。
※投資額／事業場の建物および営業用設備の取得額。

② 空き施設を活用した事業所新設に係る家賃の補助

空き施設を活用して事業を行う方に、賃借料を補助します。対象となる空き施設とは、住宅または店舗などの建物で、現に使用されていないものまたは建物の使用部分と未使用部分が壁など容易に取除くことができないもので物理的に分離されており、現に使用している方の使用の妨げとならない場合における未使用部分です。

申請者 (次の全てに該当すること)	賃貸借契約の相手方 (次の全てに該当しないこと)
●事業所を新設する方 ●町税などを滞納していない方 ※既存事業所を移転する場合は対象外	▶補助対象者が個人の場合 ●補助対象者の3親等以内の親族。 ●補助対象者が役員の法人。 ●補助対象者の3親等以内の親族が役員の法人。 ▶補助対象者が法人の場合 ●補助対象者の役員、または当該役員の3親等以内の親族。 ●補助対象者の同族会社。 ●補助対象者の同族会社の役員または当該役員の3親等以内の親族。

▶補助金の額 ●賃借料補助金

補助期間／2年間

補助金額／営業開始1年目 月額賃借料の3分の2以内で限度額5万円

営業開始2年目 月額賃借料の3分の1以内で限度額2万5,000円

③ 新規雇用支援

本町に住民登録をしている方か、住民登録をする予定の方を雇用する事業者に対し、その賃金の一部を1年間補助します。

対象事業者 (次の全てに該当すること)	対象となる新規雇用者 (次の全てに該当すること)	利用回数 および人数	補助金額 (月額)
●弟子屈町に住所を有する方を積極的、かつ継続的に雇用する意思がある事業者 ●町が出資していない事業者 ●町税などを滞納していない事業者 ●雇用保険に加入している、または加入する事業者 ●過去1年間に事業主の事由による退職者がいない事業者	●雇用保険に加入し、1年を超えて雇用される方 ●当該事業者(法人、その他の団体では、その役員)の3親等以内の親族でない方	1事業所につき3年に1回、かつ新規雇用者2人まで	1人かつ1カ月ににつき、支払った月額賃金の10分の3の額とし、3万円を限度とする。

問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)